

「くまなびの日」についてのQ&A【保護者向け】

Q 1

「くまなびの日」を連続して取ることはできますか。また、残った日数は、次年度に繰り越すことはできますか。

A 1

「くまなびの日」を連続して取得することはできますが、残った日数を次年度に繰り越すことはできません。

Q 2

どのような活動であれば「くまなびの日」の対象になるのですか。

A 2

保護者等とともに、校外で行う体験的な学習活動が「くまなびの日」の対象ということになります。下記、学びのキーワードに関連した活動を想定しています。

■学びのキーワード■

見て学ぶ：歴史　科学　文化　史跡　環境　防災　美術　読書　等

ふれあい学ぶ：自然　動物　植物　伝統文化　国際交流　等

体験して学ぶ：農業　漁業　林業　ものづくり　スポーツ　音楽　等

その他の学び：SDGs　DX　等

Q 3

一緒に体験する保護者等の範囲はどこまでですか。

A 3

保護者が認めた祖父母、おじ、おば、成人した兄弟姉妹を想定しています。それによらない場合、判断に悩まれた場合は、学校へご相談ください。なお、学校より、上天草市教育委員会へ相談する場合もあります。

Q 4

「くまなびの日」の出席簿や指導要録上の取扱いはどのようになるのですか。

A 4

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導

要録の改善等について（通知）（平成31年3月29日文部科学省）が示す「出席停止・忌引等の日数」における「教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」として取り扱います。

【通知表等への記載例】

インフルエンザで4日、くまなびの日で2日休んだ場合

授業日数	出席停止・忌引等の日数	出席しなければならない日数	欠席日数	出席日数	備考
200	6	194	0	194	インフルエンザ4、くまなびの日2

Q 5

給食の取扱いはどのようにになりますか。

A 5

現在各学校においては児童生徒分の材料を一斉購入することで給食の価格を抑えている現状があることから、「くまなびの日」の取得により登校しない子供について、本市の対応としては給食のカット及び返金は行えませんので、ご了承ください。